

バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額について

令和 8 年 3 月 31 日までに一定のバリアフリー改修工事が完了した以下の要件を満たす家屋について、改修工事完了日の翌年度分の固定資産税が減額されます。

要件

住宅

- 新築された日から 10 年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)であること
- 家屋の床面積が 50 m²以上 280 m²以下であること
- 併用住宅等である場合は、居住部分の床面積割合が 2 分の 1 以上であること

居住者

以下のいずれかの方が居住していること

- 65 歳以上の方(工事が完了した年の翌年の 1 月 1 日時点)
- 介護保険法に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている方
- 障がいのある方(地方税法施行令第 7 条に定める法令等に該当する方)

バリアフリー改修工事

告示や通達に定められた以下のいずれかの工事で、自己負担額が 50 万円超のもの

※ 介護保険の給付金や障害者住宅改造助成等の給付を受けている場合は、その金額を改修工事費から控除して自己負担額を計算します。

- | | | |
|-----------|------------|----------|
| ①廊下の拡幅 | ②階段の勾配の緩和 | ③浴室の改良 |
| ④便所の改良 | ⑤手すりの取付け | ⑥床の段差の解消 |
| ⑦引き戸への取替え | ⑧床表面の滑り止め化 | |

減額の内容

1 戸当たり 100 m²(100 m²を超える場合は 100 m²相当分)までについて、翌年度分の固定資産税額の 3 分の 1 を減額します。(100 m²を超える部分については減額されません。)

- ※ 併用住宅等の場合は、居住部分の床面積のみが対象となります。
- ※ 耐震改修による減額等、他の固定資産税の減額措置が適用されている年度である場合又はすでに一度この減額を受けている場合は適用されません。
ただし、省エネ改修に伴う減額措置との重複適用は可能です。
- ※ 都市計画税には適用されません。
- ※ 土地についての減額はありませぬ。

提出書類

- ① 住宅のバリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申告書
 - ② 納税義務者の住民票の写し(①に個人番号または法人番号を記載した場合は不要)
 - ③ 該当する区分に応じた書類
 - ・65歳以上の高齢者…住民票の写し
 - ・要介護又は要支援認定者…介護保険被保険者証の写し
 - ・障害者…障害者手帳など障害者であることを証する書類の写し
 - ④ 改修工事に係る明細書(当該改修工事の内容及び費用を確認することができるもの)
 - ⑤ 改修工事箇所の写真(工事後のもの)
 - ⑥ 工事費用を支払ったことを確認できる領収書
 - ⑦ 補助金等の交付額が確認できる書類(交付決定通知書等の写し)
- ※ ④・⑤・⑥については、建築士又は登録性能評価機関等による証明(増改築等工事証明書)で代替可

当該工事の完了した日から3か月以内に書類を提出してください。
(期間を経過した場合は申告できなかった理由が必要になります)